

2 景観形成方針・景観形成基準

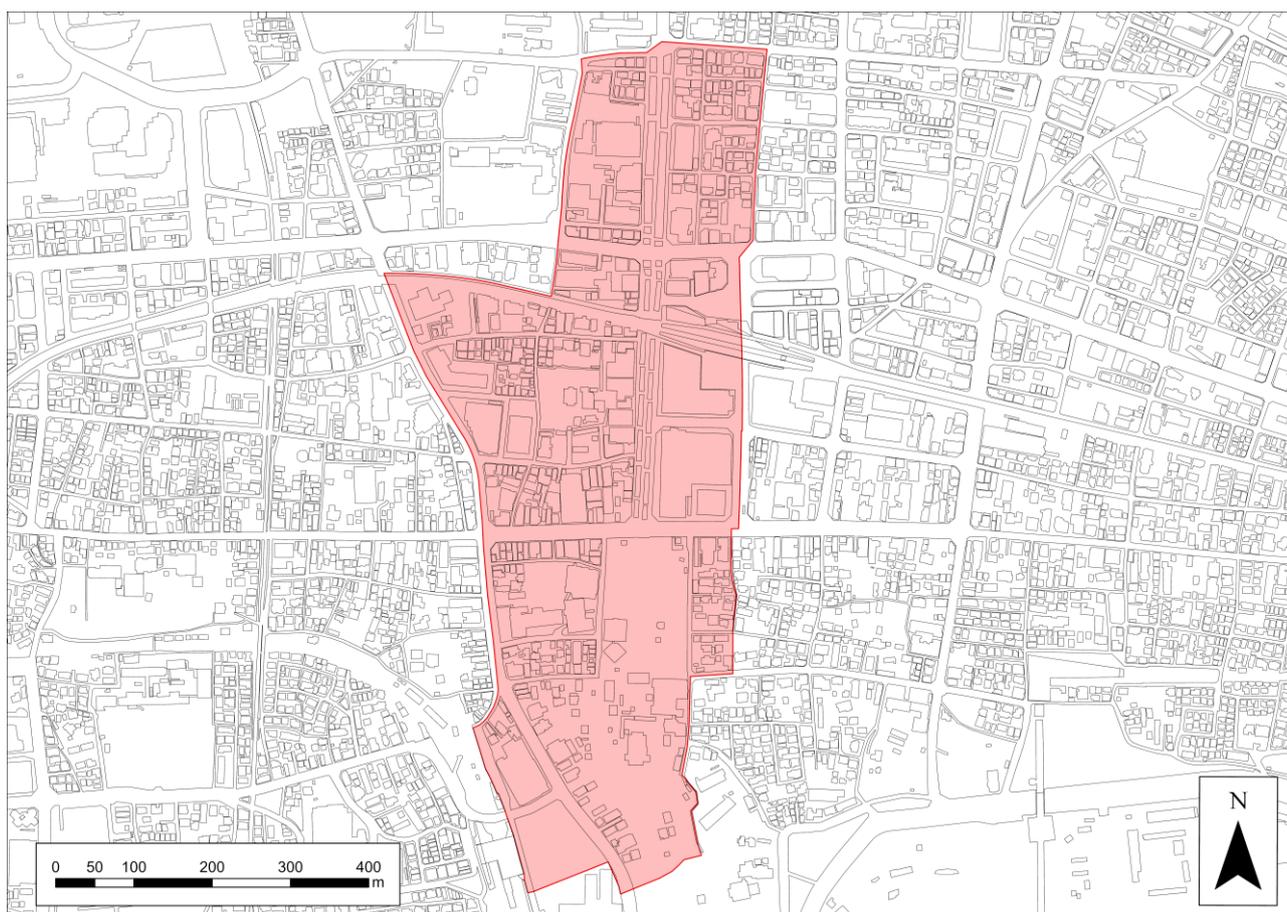
(1) 景観形成推進地区

ア 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区

【景観形成の目標】

- 駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔としての風格のある空間づくりを進めます。
- 大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木などの景観資源を活用し、親しみがあり、愛着と魅力を感じるまち並みを形成します。
- 府中駅を中心とした商業・業務拠点地区にふさわしい、活力と利便性の高い景観づくりを進めます。
- 観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。

■大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区の区域



① 景観形成方針

(景観法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針)

大國魂神社とけやき並木は府中のシンボルであり、周辺には国史跡武蔵国府跡などの大変重要な歴史的資源があります。これらの資源をいかした府中駅周辺の景観づくりを進めます。

府中駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。

ア けやき並木との調和

○けやき並木を保全するために、けやき並木通り沿道の建物の高さを抑え、壁面を後退します。

○原色などの目立つ色彩の壁面や広告物・看板を控えます。

イ 大國魂神社と調和した落ち着いた雰囲気育てる。

○原色などの目立つ色彩の壁面や広告物・看板を控えます。

○落ち着いたきのある建物デザインとします。

ウ 商業地のにぎわいを連続させる。

○壁面の位置や軒高をそろえます。

○住宅の場合も、建物の低層部は商業施設を誘導します。

○駐車場は、地下式や建物内に組み込む等、目立たないように工夫します。

○けやき並木通りのモール化を見据え、路外駐車場を地下駐車場への集約等により、けやき並木通りへの駐車場出入口の設置を抑制します。

○ごみ置場等は、目立たない位置に配置し、又は植栽などにより修景します。

エ 風格あるまち並みをつくりだす。

○建物の色調を落ち着いたものとします。

○目立つような高い位置に広告物を設けないようにします。

○壁面を後退してゆとりある歩行空間を確保します。

オ 周囲のまち並みとの調和

○隣り合う開発地や近隣の建物のデザインや色調を調和させます。

② 景観形成基準

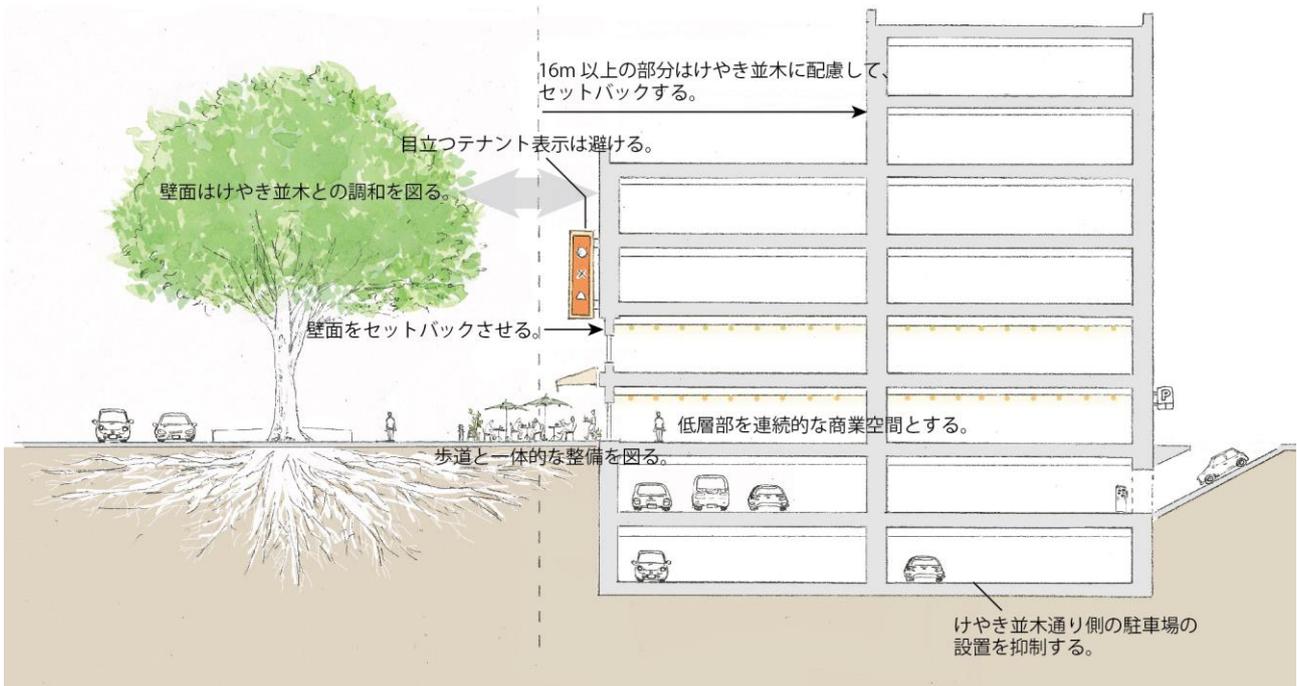
(景観法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)

ア 建築物の建築等		
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
届出規模	けやき並木通りに面する地区	上記の届出対象行為の全て
	上記以外の地区	建築物の高さ $\geq 20\text{m}$ 又は延べ面積 $\geq 3,000\text{m}^2$
景観形成基準	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木の緑の景観が連続する配置とする。 ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまち並みに配慮した配置とする。 ・けやきの保全に配慮した配置とする。
	高さ ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは、馬場大門のケヤキ並木や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に、馬場大門のケヤキ並木に隣接する敷地では、周辺からの見え方について工夫する。 ・周辺からの見え方に配慮し、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木の景観との一体性や調和を図る。
	形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物自体のバランスだけではなく、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木の緑や周辺のまち並みとの調和を図る。 ・外壁は、馬場大門のケヤキ並木に面する壁面を分節化するなど、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る。 ・色彩は、色彩基準に適合させるとともに、周辺景観との調和を図る。 ・屋根・屋上に設備がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図る。 ・著しく目立つ屋上広告物の掲出は避ける。また、屋外広告物の規模、形態、色調は、設置する建物の壁面の大きさや色彩、周辺のまち並みとの調和に配慮する。
	公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・馬場大門のケヤキ並木沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性を持たせる。 ・敷地内は、できる限り緑化を図り、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木の緑と連続させる。 ・緑化に当たっては、武蔵野の緑又は鎮守の森に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽方法を工夫する。 ・夜間の景観を落ち着きあるものとし、過度な照明を使用しない。 ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みとの調和を図った色調や素材とする。

■景観形成基準のイメージ①



■景観形成基準のイメージ②



イ 工作物の建設等			
届出対象行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
工作物の種類と届出規模	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これに類するもの※	けやき並木通りに面する行為	上記の届出対象行為の全て
		上記以外の行為	高さ $\geq 20\text{m}$
	昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する工作物（回転運動をする遊戯施設を含む。）	けやき並木通りに面する行為	上記の届出対象行為の全て
		上記以外の行為	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 3,000\text{m}^2$
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの	けやき並木通りに面する行為	上記の届出対象行為の全て
		上記以外の行為	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は築造面積 $\geq 3,000\text{m}^2$
景観形成基準	規模	・甲州街道から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。	
	形態	・周辺建物と調和し、にぎわいや活力が感じられる形態・意匠とする。 ・色彩は、色彩基準に適合させるとともに、周辺景観との調和を図る。	
	色彩		

※ 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

ウ 開発行為		
届出対象行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更）	
届出規模	けやき並木通りに面する行為	区画形質の変更面積 $\geq 500 \text{ m}^2$
	上記以外の行為	区画形質の変更面積 $\geq 3,000 \text{ m}^2$
景観形成基準	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 区画は、オープンスペースや緑地が連続的なものとなるようにする。 ゆとりある区画を確保し、歴史的な景観資源や残すべき景観資源がある場合は、これらをいかした区画とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 事業地内は、できる限り緑化を図り、周辺景観と調和した潤いのある空間を創出する。 緑化に当たっては、周辺と調和した樹種を選定する。

■景観形成基準のイメージ③

